

新年あけましておめでとうございます

★本年は、新会計基準の本格適用が予想される年でもあり、新会計基準が定着に向けて動き出す年になります。本年もどうぞよろしくご指導のほど、お願い申し上げます。



厚労省、介護事業所の消費税実態調査案を実施へ ～第4回介護給付費分科会介護事業経営調査委員会～

◆厚労省は20日に開催された社会保障審議会の介護給付費分科会介護事業経営調査委員会（委員長：田中滋／慶大大学院教授）において、4日の第3回同委員会で示されていた介護事業所の消費税負担を把握するための調査案を了承し、本年1月に調査開始、3月末に報告を取りまとめることとしました。これは、2014年4月に8%、15年10月に10%まで消費税率が引き上げられることによる介護事業所の消費税負担を把握するための調査で、右の各事業者が対象です。

新たな消費税に係る法律では、医療機関等の仕入れに係る消費税は診療報酬等の医療保険制度において手当をすることとされ、介護報酬でもこれまでの消費税引上時等の診療報酬における対応と同様の対応を行う場合、平成25年7月に実施予定の介護事業経営概況調査で、各サービスの人件費割合、非課税品目等のデータを取得し、改定率の検討を行う必要がある、としています。また現在医療保険側では、医療機関等が行う高額な投資に係る消費税の負担の状況について調査を行い、その対応についても検討することにしてはいますが、介護保険側でも同様に高額な投資の有無を含めた検証が必要となる、とされています。

このようなことから、関係団体ヒアリングを実施するとともに、高額な投資に係る部分の実態調査を実施する、とされ、第4回同委員会においては、高額な投資に係る部分の実態調査で使用される調査票の説明と、第3回同委員会に引き続いて関係団体のヒアリングが行われました。

調査対象サービス	事業所数	客体数
介護老人福祉施設	6,509	500
介護老人保健施設	3,896	500
介護療養型医療施設	1,718	500
訪問介護事業所	28,865	200
通所介護事業所	32,369	200
短期入所生活介護事業所	8,465	200
特定施設入居者生活介護事業所	3,875	500
その他		1,809
合計		4,409

「学校法人会計基準の在り方について」 報告書（素案）のパブコメ実施中

◆昨年12月25日から、文科省は標記のパブリック・コメントを実施しています。学校法人会計基準は昭和46年の制定以来、すでに約40年が経過していますが、

- 急速な少子化等私立学校を取り巻く経営環境の変化が見られること
- 会計のグローバル化等による企業会計の改正や社福等の会計基準の逐次改正などが進められてきたこと

等の環境変化が進行しています。高い公共性・公益性を有する私立学校の会計基準についても、社会に明確に説明できる仕組みを充実し、経営判断に一層資するべき、との認識が持たれています。平成20年3月には有識者による「学校法人会計基準の諸課題に関する検討会」において論点整理が行われ、24年3月に報告書がまとめられました。そして24年8月に発足した「学校法人会計基準の在り方に関する検討会」での7回の議論が今般素案としてとりまとめられたものです。意見は電子メール・FAX・郵送で、平成25年1月15日（火）まで受け付けています。送付先等の詳細は、文科省HPの「報道発表」の中からご確認ください。（参考：文科省HP）

◆調査は、固定資産管理台帳からの資産の一件当たり取得価額、資産の総取得価額、資産種別ごとの資産の取得価額、耐用年数ごとの資産の取得価額（ともに過去5年の年度別）のデータを抽出するほか、調査票から総収益額、介護事業収益額、介護報酬収益額（ともに直近の3事業年度）、取得した建物の保有状況や介護用機器等の保有状況（ともに過去5年の年度別）などの設備投資の状況についてのデータが抽出され、検討に供されます。

また関係団体ヒアリングでは、「現在は利用者に消費税負担を転嫁できない非課税事業である以上、税率アップは介護事業者の経営を直撃する」との懸念が多く出されたほか、「消費税が10%まで引き上げられることを見据えた議論を行うべき」「介護施設整備などに関する高額投資に対する議論のみならず、介護保険全体の問題として議論・検討を行うべき」など、広い観点での議論を求める意見も出されています。

今般の調査で収集されるデータは、今後内部留保問題等においても活用される可能性があるかも知れませんが、議論の行方を注視する必要があります。（参考：厚労省HP）